

西条市における中学校部活動の 地域展開基本方針

令和8年8月21日

西 条 市 教 育 委 員 会

も く じ

第1章 部活動の現状と課題

1 部活動の意義	1
2 部活動の課題	1
3 国や県が示す方向性	3

第2章 西条市の部活動の地域展開 ～学校から地域へ～

1 本市の部活動地域展開の目指す姿	5
2 本市の部活動改革の方向性	6
3 活動場所の確保（学校施設の開放）	7
4 地域展開後の運営費（保護者（受益者）負担等）	7
5 保険の加入	7
6 推進体制	7
7 今後のスケジュール（国や県の方針を踏まえて）	8

【参考】 教員の兼職兼業	10
--------------	----

第1章 部活動の現状と課題

1 部活動の意義

本市は平成30年に示した方針として、「西条市の部活動の在り方に関する方針」に、部活動は学校教育であることを明言してきた。これは、生徒がスポーツや文化芸術活動等に親しむことは、学校教育がめざす資質・能力の育成に資するものであり、これらの活動は、生徒の自主的、自発的な参加により行われるものと示されてきた。また、部活動と教育課程との連携を図り、持続可能な運営体制を整備することにも努めてきた。

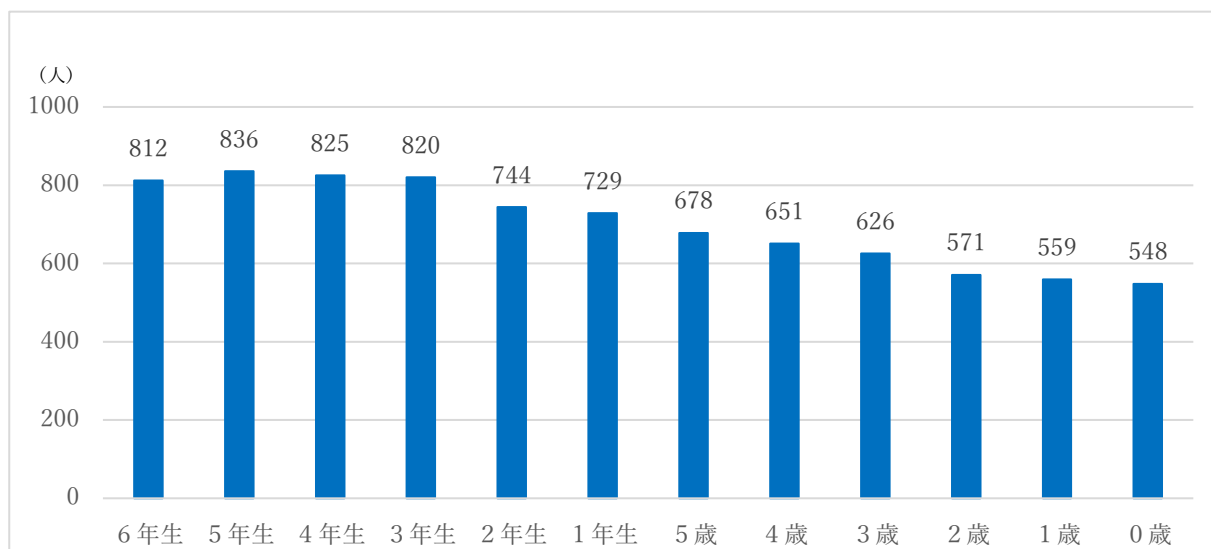
さらに部活動は、体力や技能の向上を図る目的以外にも、生徒同士や生徒と教師等との好ましい人間関係の構築を図り、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の醸成など、学校という環境における生徒の自主的で多様な学びの場として教育的意義を有し、学校教育において大きな役割を担ってきた。

2 部活動の課題

少子化の進展により、本市の小学生・中学生数は急激な減少にあり、10年後にはおよそ3分の2になると見込まれ、今後さらに加速度的に少子化が進むことが予測される。大規模校、小規模校関わらず生徒が減った学校では、野球やサッカーなど団体で行う種目の活動が困難となり、合同部活動により活動を維持している学校が多くみられる。つまり、生徒の減少に伴う教職員の減少により部活動の顧問の配置が難しくなるなど、部活動の減少・活動低下を招いている。また、一部の部活動では、顧問である教員に競技等の経験がなく、専門的な指導が難しい場合があることに加え、生徒の多様なニーズに応じた活動の選択肢が確保できなくなっており、学校単位での部活動の維持が困難な状況になっている。このほか、休日も含めた部活動の指導や大会等への引率、運営への参加が求められており、顧問を務める教員の時間外勤務の増大をはじめとする業務負担が社会的な課題にもなっている。

それらのことを鑑み、今後も更なる少子化の進展が予想される中、中学校部活動をこれまでと同じ体制で運営していくことは困難であると考え。しかし、単に部活動の運営をそのまま地域に展開するだけでは、参加者や指導者が確保できないといった課題は解決できない。そのため、学校やこれまでの部活動の枠にとらわれない、持続可能な新しい体制の構築が求められている。

【参考：令和8年度市内学年別（年齢別）人数】



【参考：令和８年度西条市中学校総合体育大会における合同部活動での参加状況】

種 目	学 校 名 (合同チーム)	合同部活動数	参加チーム総数
男子バスケット	西条北中・丹原東中	1	3
サッカー	東予西中・丹原東中・河北中	1	7
軟式野球	西条西中・西条南中 東予西中・河北中 丹原東中・丹原西中・小松中	3	6
ソフトボール	丹原東中・東予西中・西条北中 西条南中・西条東中 丹原西中・東予東中	3	3

現在、多くの団体種目において、合同部活動が実施されている。今後さらに増加するものとみられる。

【参考：令和８年度各中学校における部活動の生徒所属状況】

	西条東	西条西	西条南	西条北	東予西	東予東	河北	小松	丹原東	丹原西	西条市
運動部所属人数計	257	100	252	345	111	243	76	128	124	36	1672
文化部所属人数計	53	19	43	99	16	60	15	29	29	0	363
部活動所属人数計	310	119	295	444	127	303	91	157	153	36	2035
部活動所属割合	78%	75%	75%	81%	85%	78%	80%	86%	84%	86%	80%
生徒数	399	159	391	546	149	387	114	183	182	42	2552

令和８年度における市内学校部活動に所属している生徒は、運動部で１６７２人、文化部で３６３人、生徒総数の８０％が学校部活動に所属している。今後、受け皿としての組織づくりが早急の課題になってくる。

【参考：令和８年度各中学校部活動顧問人数】

	西条東	西条西	西条南	西条北	東予西	東予東	河北	小松	丹原東	丹原西	西条市
顧問人数	30	16	27	39	22	33	13	17	29	8	234

令和８年度における市内中学校の部活動顧問人数（副顧問も含む）である。今後、地域展開されるにあたり、指導者の確保が課題となってくる。

3 国や県が示す方向性

(1) 国が示す方向性

「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議」最終とりまとめ（令和7年5月）において、改革の理念及び基本的な考え方等について、次の内容が示されている。

- 急激な少子化が進む中でも、将来にわたって生徒が継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保・充実するのが改革の主目的。
- 学校単位で部活動として行われてきたスポーツ・文化芸術活動を、地域全体で関係者が連携して支え、生徒の豊かで幅広い活動。
- 地域クラブ活動においては、学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させつつ、新たな価値を創出することが重要。

また、地方公共団体が幅広い関係者の理解と協力の下、平日・休日を通じた活動を包括的に企画・調整し、地域の実情等にあった方針を決めるよう示された。

さらに改革の進め方として、休日については、次期改革期間内に、原則、全ての学校部活動において地域展開を目指し、平日について、各種課題を解決しつつ、さらなる改革を推進するよう示された。

今後の改革期間については、「改革実行期間」（前期：令和8年度～10年度 → 中間評価 → 後期：令和11年度～13年度）とし、現時点で着手していない地方公共団体においても、前期の間に休日の地域展開に着手するよう示された。

「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議」最終とりまとめ ポイント①	
※下記の内容は、公立中学校等の生徒を主な対象としたもの	
改革の理念及び基本的な考え方等	
●急激な少子化が進む中でも、将来にわたって生徒が継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保・充実するのが改革の主目的（※1）。 ●学校単位で部活動として行われてきたスポーツ・文化芸術活動を、地域全体で関係者が連携して支え、生徒の豊かで幅広い活動機会を保障。 ●地域クラブ活動（※2）においては、学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させつつ、新たな価値を創出することが重要。 （※1）改革を実現するための手法を考える際には、学校における働き方改革の推進を図ることや良質な指導等を実現することについても考慮。 （※2）民間のクラブチーム等との区別や質の担保等の観点から、国が地域クラブ活動の定義・要件等を示し、地方公共団体が認定を行う仕組みを構築。 ⇒ 上記の理念等をより的確に表すため、地域全体で連携して行う取組のうち、「地域移行」という名称は、「地域展開」に変更。	
今後の改革の方向性	
●地方公共団体が幅広い関係者の理解と協力の下、平日・休日を通じた活動を包括的に企画・調整し、地域の実情等にあった方針を決定。	
改革の進め方	・休日については、次期改革期間内に、原則、全ての学校部活動において地域展開の実現を目指す。（中山間地域や離島など特殊な事情により地域展開が困難な場合等には、当面、部活動指導員の配置等を適切に実施） ・平日については、各種課題を解決しつつ更なる改革を推進。まずは、国において地方公共団体が実現可能な活動の在り方等を検証、地方公共団体においては、平日・休日を通じた活動を包括的に企画・調整しつつ、地域の実情等に応じた取組を実施。
次期改革期間	「改革実行期間」（前期：令和8～10年度 ⇒ 中間評価 ⇒ 後期：令和11～13年度） ※現時点で着手していない地方公共団体においても、前期の間に休日の地域展開等に着手。
費用負担の在り方等	・地方公共団体において、地域の実情等に応じて安定的・継続的に取組が進められるよう、受益者負担と公的負担とのバランス等の費用負担の在り方等を検討する必要（公的負担については国・都道府県・市区町村で支え合うことが重要）。 ※受益者負担の水準について、国において金額の目安等を示すことを検討する必要。 ・家庭の経済格差が生徒の体験格差につながることをないよう、経済的に困難な世帯の生徒への支援については確実に措置を行う必要。 ・部活動指導員の配置について、次期改革期間においても一定の範囲で支援を行っていく必要。
地方公共団体における推進体制の整備	
●専門部署の設置や総括コーディネーターの配置等、適切な推進体制を整備。都道府県のリーダーシップ、複数の市区町村による広域連携も重要。	
学習指導要領における取扱い	
●地域クラブ活動は、学校外の活動ではあるものの、教育的意義を有する活動であり、継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保し、学校を含めた地域全体で生徒の望ましい成長を保障するもの。そのため、地域クラブと学校との連携が大切。 ●学習指導要領の次期改訂においては、地域クラブ活動の普及・定着を前提とした記載としつつ、地域展開が困難な場合等に実施される学校部活動に際しても教職員等の負担軽減の観点から一定の記載を行うことが考えられる。 ●今後、スポーツ庁及び文化庁において更なる検討・具体化を進めた上で、中央教育審議会に報告されることが期待。	

【国：「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議」最終とりまとめ（令和7年5月）】

(2) 愛媛県が目指す方向性

令和7年8月に示された「部活動地域展開の実現に向けた愛媛県の方針」において、県の方針及び目標として、次の内容が示されている。

- ・主たる目的は、学校部活動をなくすことではなく、将来にわたって子どもが継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保・充実させていくことであり、その理念を幅広い関係者で共有。
- ・実行期間前期の目標年度はあくまで目安であり、地域の実情を踏まえつつ、できる限り前倒しでの実現を目指すことが望ましい。
- ・実行期間後期の具体的な目標（平日の地域展開等）については、市町の進捗状況や国の中間評価を踏まえ、別途検討。
- ・子どもの豊かで幅広い活動機会を実現させることを入り口としながら、スポーツ・文化芸術活動を通じた地域社会の維持・活性化につなげることも期待される。

【県方針】 「やりたい！」を、あきらめない。

～オールえひめで挑む子どもの愛顔（えがお）と成長の居場所づくり～

【県目標】（実行期間前期）令和10年度末までに全ての部活動で休日の地域展開を実現

（実行期間後期）平日も含め地域クラブ活動の拡充や持続化・安定化に向けた改革を推進

部活動地域展開の実現に向けた愛媛県方向性【概要①】（案）

背景

- 急激な少子化の進行【県内出生数の減少：10,399人(H26)→6,557人(R6)】
- 厳しさを増す中学生のスポーツ・文化芸術活動を取り巻く環境【県内部活動数の減少：1,710部(R2)→1,581部(R7)】

現状

- 関係者の努力により、全ての市町が地域展開・地域連携（完了・準備中・検討中含）に着手（※資料1）
- 一方で、市町の実情（規模やマンパワー等）が様々な中、取組の進捗状況に濃淡が生じている
- 全県的かつ喫緊の課題として、「指導者確保」と「受け皿づくり」が挙げられる

【取組の進捗状況(R7)】

1 実証事業受託	11市町
2 推進計画策定	10市町
3 独自財源の確保	13市町
4 休日の地域展開完了・検討目標公表	4市町

（部活動改革の取組状況に関する調査等より）

限られた資源の中、子どもたちの豊かなスポーツ・文化芸術活動の機会を確保していくためには、
県と市町が協働体制を整え、それぞれの強みを生かし弱みを補完しながら取組を加速・継続させる必要性

県方針

（仮）「やりたい！」を、あきらめない。

～オールえひめで挑む子どもの愛顔^{えがお}と成長の居場所づくり～

県目標

【実行期間前期】R10までに全ての部活動で休日の地域展開を実現

【実行期間後期】平日も含め地域クラブ活動の拡充や持続化・安定化に向けた改革を推進



県方針及び県目標の考え方

- ・主たる目的は、学校部活動をなくすことではなく、将来にわたって子どもが継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保・充実させていくことであり、その理念を幅広い関係者で共有。
- ・実行期間前期の目標年度はあくまで目安であり、地域の実情等を踏まえつつ、できる限り前倒しでの実現を目指すことが望ましい。
- ・実行期間後期の具体的な目標（平日の地域展開等）については、市町の進捗状況や国の中間評価等を踏まえ、別途検討。
- ・子どもの豊かで幅広い活動機会を充実させることを入り口としながら、スポーツ・文化芸術活動を通じた地域社会の維持・活性化につなげることも期待される。

※理念及び基本的な考え方等については、『「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議」最終とりまとめ』に則るものとする

【県：部活動地域展開の実現に向けた愛媛県の方針（令和7年8月）】

第2章 本市における部活動の地域展開 ～学校から地域へ～

1 本市の部活動地域展開の目指す姿

日本社会で進行する少子化の中でも、将来にわたり生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保することが求められている。本市においてもここ数年の間に、多くの部活動が近隣校に集まって合同部活動として活動するとともに、既に一部の部活動が廃部になるなど、生徒のスポーツや文化芸術等における活動の選択肢がさらに減少している。

こうした中、本市では中学生のスポーツ・文化芸術に親しむ機会を着実に確保していくためには、学校部活動の教育的意義や役割について継承・発展させつつ、必要性に応じて段階的に地域展開していくことが喫緊の課題となっている。そこで以下の基本理念をもとに、部活動地域展開に向けての取り組みを進めていくこととする。

【基本理念】

西条市の生徒たちが将来にわたり、運動、スポーツ、文化芸術活動に継続して親しむことができる環境を整備し、多様な活動の機会を確保する。

この基本理念をもとに、以下の3点を柱とし、本市における部活動地域展開の目指す姿を定める。

(1) 機会の確保について

少子化の進展により、中学校の生徒数は大幅に減少する中、将来にわたり本市の子どもたちがスポーツや文化芸術等に継続して親しむことができる機会を確保する。

(2) 部活動の教育的意義や役割の継承・発展について

部活動の教育的意義や役割は、地域単位の部活動においても継承・発展させ、新しい価値を創出するよう、学校教育関係者等と必要な連携を図りつつ、発達段階やニーズに応じた多様な活動ができるよう環境を整備する。

(3) (仮称) SAIJO 地域クラブの組織化と指導者や施設を確保について

部活動の地域展開は、単に部活動を学校から切り離すものではなく、子どもたちの望ましい成長を保障できるよう、地域の持続可能で多様なスポーツ環境や文化芸術等に親しむ環境を地域と共に一体的に整備し、地域全体で子どもたちが多様なスポーツや文化芸術等の機会の確保に努める。そのため、適正なガバナンスを確保し、市が認定した(仮称) SAIJO 地域クラブが組織化され、指導を希望する教員を含む地域の指導者や、学校施設を基とした施設を確保し、適切な活動時間の中で複数種目から選択した活動に参加可能にするなど、多様な活動の提供に努める。

【推進方針】

- ① 西条市の子どもたちのスポーツ、文化芸術活動の持続的な充実を図る。
- ② 学校部活動の教育的意義や役割を継承、発展させる。
- ③ 指導者の確保を含む運営体制の充実に努める。
- ④ 学校における働き方改革に伴う教育の質の向上を図る。

2 本市の部活動改革の方向性

本市の部活動の運営状況を鑑みれば、今後、これまでと同じような活動を維持することは困難な状況になることが想定される。ただし、これまで築き上げてきた部活動の教育的意義や役割の継承・発展も視野に入れての改革が必要である。そこで、中学生の視点に立って、スポーツ、文化芸術等に親しむ機会を着実に確保していくための改革の方向性として、以下の５点について取組を進めていく。

- (1) 令和１０年度（２０２８年度）の中体連等の総体や各種コンクール、発表会等の後（３年生引退後）に平日・休日の学校における部活動を一斉（完全）に廃止し、新体制から完全地域展開による活動に取り組む。
- (2) 将来的な生徒数の推計等に基づき、既存部活動の規模、学校施設の実用性を総合的に分析し、現場の声を踏まえて競技ごとに「適正なクラブ数」を算出し、活動拠点を集約することで、安定的な地域活動の受け皿を確立する。
- (3) 組織としての受け皿や指導者（教職員の兼職兼業による）の確保、およびスポーツ・文化芸術団体等の受け皿（担い手）の確保に努め、拠点校方式等を活用しながら学校施設を基盤とした地域展開を計画的に進める。
- (4) スポーツ・文化芸術団体等の受け皿（担い手）の確保が出来た種目から地域展開に取り組む。
市内のスポーツや文化芸術団体等（個人含む）から地域展開の受け皿を発掘し、既存の部活動の地域展開に取り組む。そのため、運動部活動では、西条市スポーツ協会を窓口としつつもそれぞれ種目ごとの協会と連携協力しながら指導者や担い手の確保に努め、文化部活動では、様々な文化芸術関係の連盟や協会に協力を求め、少しでも多くの受け皿（担い手）の確保に努めていく。
- (5) 学校外のスポーツ・文化芸術団体との連携により子ども達の選択肢を広げる。
従来の学校部活動になかった種目や団体等についても、生徒の選択肢の一つとして、様々な活動を紹介する。

【基本目標】

令和１０年度末までに、全ての種目で、平日・休日の地域クラブ活動への完全展開を目指す。

（ただし、地域の実情に応じ、関係者の共通理解の下、できるところから取組を進める。）

3 活動場所の確保（学校施設の開放）

現在の部活動を地域に展開し、本基本方針第2章の1の（2）で示す部活動の教育的意義や役割を継承することを確認しつつ、これまでの西条市の部活動の在り方に関する方針（平成30年11月）に沿ってクラブ運営する場合は、原則として、活動場所はそれまで使用していた学校施設を開放する。（可能な範囲で用具も含む。）

そのため、運動部活動では運動場や体育館の利用調整が出来る仕組みを構築することと、文化部においては校舎内を使用することから、休日におけるセキュリティ等の施設管理面の整理を進める。また、今後、平日における地域展開が進み、活動時間が夜間に及ぶ場合は、現在の学校開放により使用している社会教育団体等との学校施設の利用について調整できる仕組みを構築する。

4 地域展開後の運営費（保護者（受益者）負担等）

これまでの部活動では、学校教育活動の一環として原則無償で実施してきたが、地域展開後の地域クラブ活動は学校管理外の活動となるため、運営費は原則として受益者負担とする。地域クラブ活動において受益者負担を求める場合には、保護者の理解を得つつ、国や県の動向を調査しながら、活動の維持・運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な会費を設定するよう運営者に求めていく。

5 保険の加入

学校で生徒が加入している独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付は、学校管理下の活動であった部活動で発生した怪我や事故を対象としており、学校管理下ではない地域クラブ活動については対象外となる。そのため、生徒や指導者が安心して地域クラブ活動に参加できるよう、各地域クラブで各種スポーツ保険に加入するよう周知、徹底する。

6 推進体制

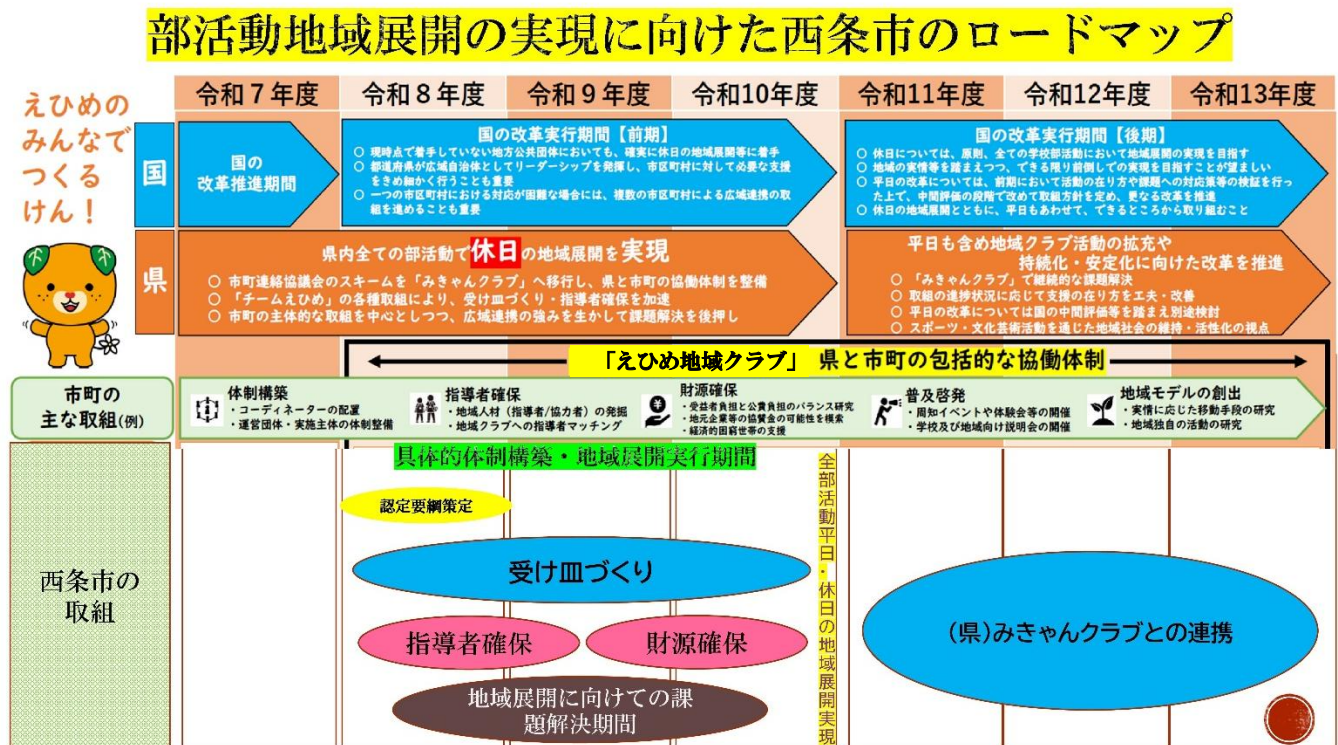
部活動の地域展開を協働して推進するため、外部組織として、社会体育団体及び文化芸術団体の代表者、中学校長会、小学校長会、西条市中学校体育連盟会、西条市小学校体育連盟会、西条市音楽部会、西条市PTA連合会等で構成する「西条市部活動地域展開検討委員会」を設置する。

これと並行して、庁内においては財源確保や制度設計等の行政機能を一手に担い、持続可能な基盤を構築するための「西条市部活動地域展開推進庁内検討委員会」を設置し、組織的な検討を進める。

また、地域展開の進め方や課題の抽出、その対応策を協議するため、随時、保護者、生徒及び教職員を対象とした意向調査を実施し、現場のニーズを的確に把握する。

7 今後のスケジュール（国や県の方針を踏まえて）

【図：部活動地域展開の実現に向けた西条市のロードマップ】

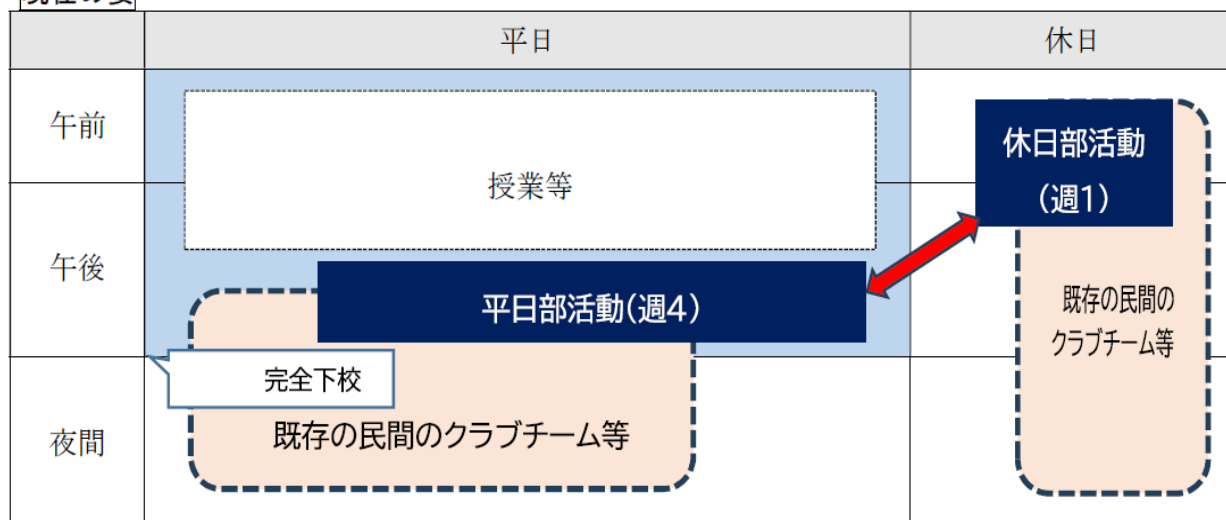


【西条市としての取組】

- 令和8年度から令和10年度末までを具体的体制構築・地域展開実行期間と定め、全ての部活動の平日・休日における完全地域展開実現を目指す。（できるところから）

【イメージ図】 学校部活動の活動の現状と将来像

現在の姿



【部活動】

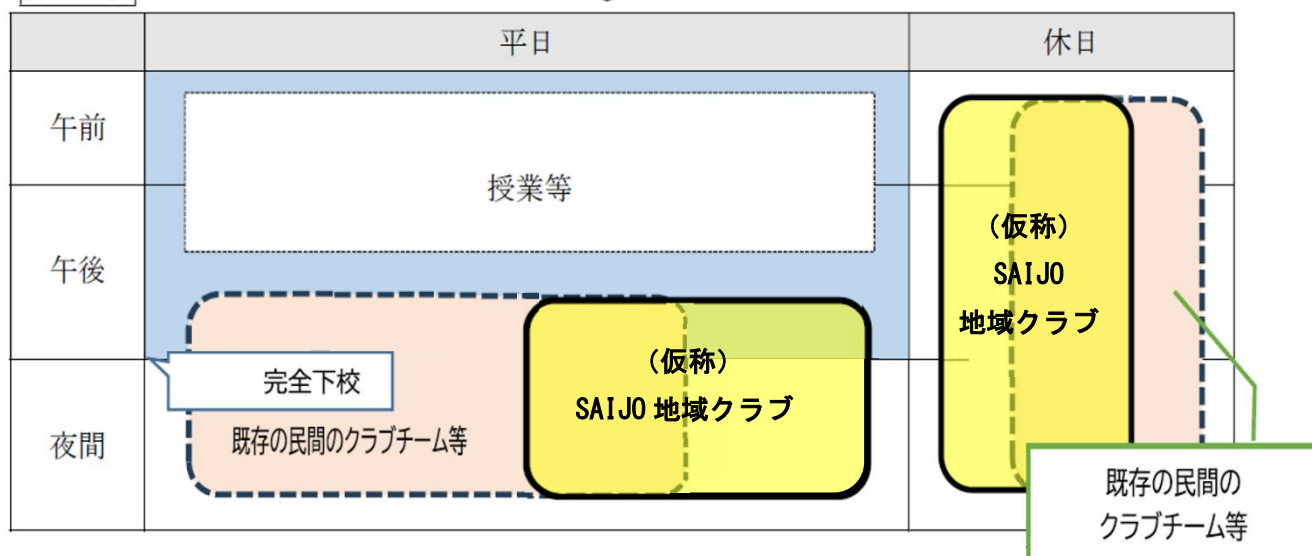
・学校教育活動として校内で実施。多くは特定の競技等の一つ選択し3年間通して参加。

【既存の民間のクラブチーム等】

・総合型や競技ごとなどチームごとに様々な種類・内容あり。



将来の姿



【(仮称)SAIJO 地域クラブ】

・学校管理下ではない活動として、在籍校、近隣校又は拠点施設で実施。従来の学校部活動になかった種目も含む。

【既存の民間のクラブチーム等】

・総合型や競技別など、多様な種目・内容で活動。

【生徒から見た具体的変化】

- 学校に入りたい部活動がない場合、これまではあきらめるか、別の種目や内容の部活動に入るか、学校外の民間のクラブチーム等に入っていたが、今後は「(仮称) SAIJO 地域クラブ」が新設され、選択の幅が広がり、希望する活動ができるようになる。
- 「(仮称) SAIJO 地域クラブ」では、競技経験者や専門的な指導者から指導を受けられるようになる。
- 一つの競技・内容だけでなく、自分の興味・関心に応じて、「(仮称) SAIJO 地域クラブ」や「学校部活動」を組み合わせることにより、様々なスポーツ・文化芸術活動等を広く体験できるようになる。
- これまで部活動では、基本的に同一の競技・内容等を3年間継続していたが、「(仮称) SAIJO 地域クラブ」は、興味・関心に応じて複数の活動に参加することも可能となり、誰もが気軽に参加できることで、自らに適したスポーツ・文化芸術活動等に出会う機会が広がる。ただし、公式戦や大会、各種コンクールへの出場にあたっては、各競技団体の大会要項および規定に従うものとする。

【参考】教員の兼職兼業

- 地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、教員をスタッフとして雇用等する際、居住地を考慮するとともに、人事異動や退職等があっても継続的・安定的に従事することが可能か確認する必要がある。
- 西条市の教員が兼職兼業によって地域クラブ活動に従事する場合は、勤務校の校長の了承を得た上で、西条市教育委員会の許可を得る必要がある。他市町の教員についても同様とする。
- 地域クラブ活動の運営団体・実施主体が、兼職兼業に係る労働時間の確認等を行うに当たっては、厚生労働省の「副業・兼業の促進に関するガイドライン」も参照し、教員の服務監督を行う教育委員会等と連携しながら、勤務時間等の全体管理を行うなど、適切な労務管理に努めるものとする。